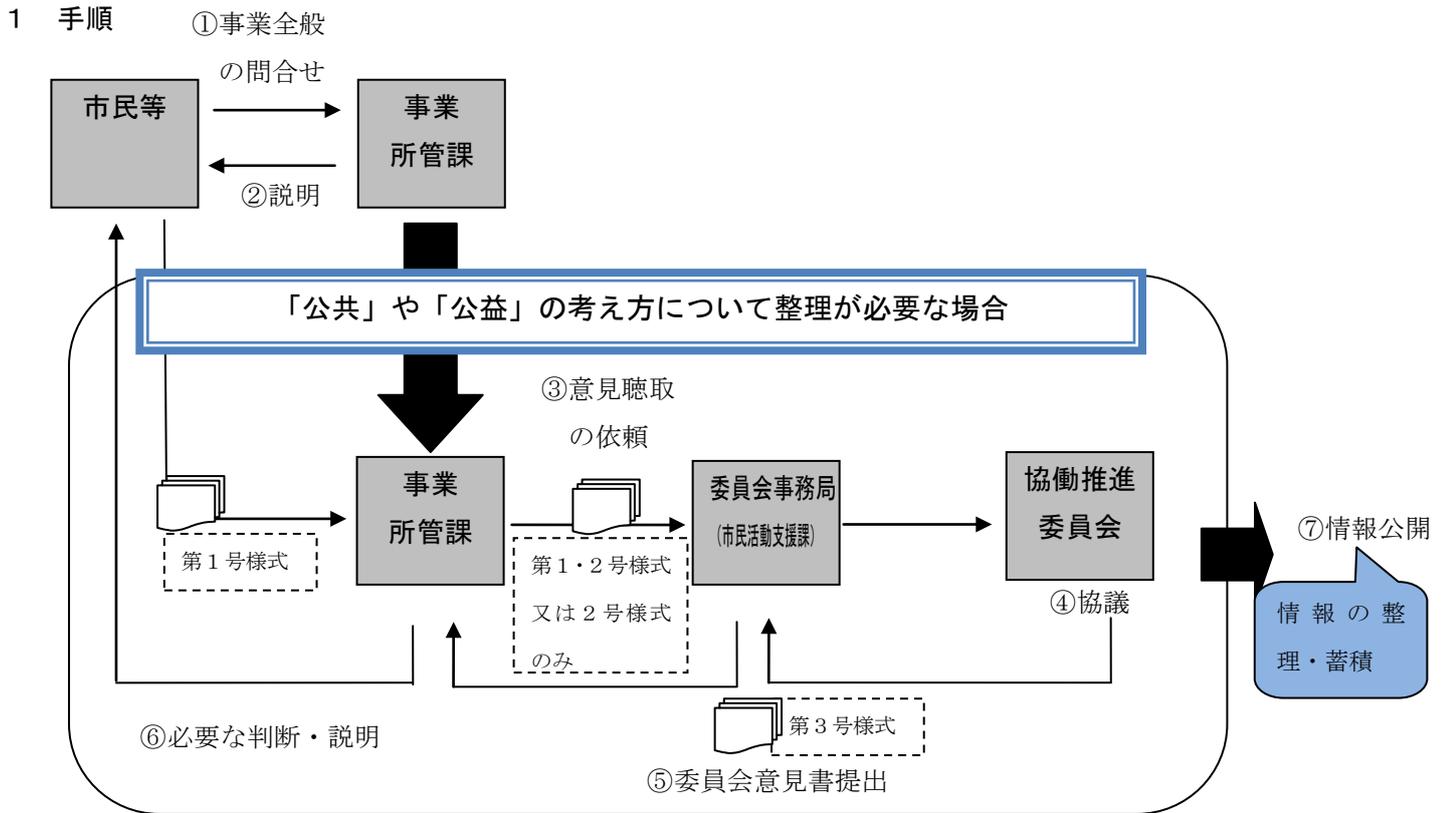


答申の考え方について、市民協働推進委員会に意見を求める際の運用ルール（要綱制定）



①・② 第4条	(説明責任) 横浜市(事業所管課)は、市民等と協働で行う事業について、情報を公開するとともに、市民等から当該協働事業に係る問合せがあった場合は、十分な説明を行わなければならない。
③ 第5条	(意見聴取の依頼) 横浜市(事業所管課)は、前条に係る市民等への説明を行う中で、第3条に掲げる範囲の考え方の整理が必要な場合は、委員会の意見を聴取することができる。この場合、市民等は横浜市(事業所管課)に対し、意見申出書(第1号様式)を提出し、横浜市(事業所管課)は、委員会に対し、意見申出書(第1号様式)とともに横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書(第2号様式)を提出するものとする。 2 横浜市(事業所管課)は、市民協働で事業を行う中で、第3条に掲げる範囲の考え方の整理が必要な場合は、委員会の意見を聴取することができる。この場合、横浜市(事業所管課)は、委員会に対し、横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書(第2号様式)を提出するものとする。
④ 第6条	(委員会における協議) 委員会は、前条の依頼書の提出を受け、必要と認められる場合は、原則、定例の委員会において、依頼の内容について協議するものとする。 2 委員会は、前条の依頼内容を確認するために必要な場合は、横浜市(事業所管課)に対し、資料の提出や委員会への出席を求めることができる。
⑤ 第7条	(委員会意見書の提出) 委員会は、前条の協議を行った場合、その内容を、横浜市市民協働推進委員会意見書(第3号様式)に記載し、横浜市(事業所管課)へ提出するものとする。
⑥ 第8条	(市民等への説明) 横浜市(事業所管課)は、前条の意見内容を十分に尊重し、当該協働事業に係る必要な判断と市民等への説明を行うものとする。
⑦ 第9条	(市民等への情報公開) 委員会へ意見聴取を行った際には、要綱第1号様式、第2号様式、第3号様式を市ホームページにおいて市民に公開するものとする。

2 市民等への情報公開

(1) 意見聴取手続きの周知

横浜市ホームページにて、意見聴取に係る要綱等を掲載する。

(2) 意見聴取内容の公開

意見聴取を行った場合は、要綱第1～3号様式を横浜市ホームページに掲載し、情報の整理・蓄積を行う。

3 今後のスケジュール

平成27年12月2日	市民協働推進委員会にて要綱案を協議
12月	要綱制定
平成28年1～2月	事業所管課への説明
4月	意見聴取の運用開始